

他条文により確認 【月例等】との差異 【定事検/月例等】との差異

東京電力

柏崎刈羽7号炉

Table with columns: 保安規定条文, 保安規定条文名称, 保安規定(サーベイランス, 運転上の制限), 実条件性能(許認可要求事項), 定期事業者検査等名称(仮称), 定期事業者検査等での判定基準(案), 月例等定期試験名称(仮称), 月例等試験の判定基準(チェックシート等での記載内容), 「実条件性能確認」適合の考え方, 実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】, 実条件性能確認評価/ブロン.

他条文により確認 【月例等】との差異 【定事検/月例等】との差異

Table with columns: 保安規定条文, 保安規定条文名称, 保安規定(サーベイランス、運転上の制限), 実条件性能(許認可要求事項), 定期事業者検査等名称(仮称), 定期事業者検査等での判定基準(案), 月例等定期試験名称(仮称), 月例等試験の判定基準(チェックシート等での記載内容), 「実条件性能確認」適合の考え方. Rows include items 66-3-1, 66-3-2, and 66-3-3.

他条文により確認 【月例等】との差異 【定事検/月例等】との差異

東京電力

柏崎刈羽7号炉

保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称(仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案)	月例等定期試験名称(仮称)	月例等試験の判定基準(チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方	
								実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】	実条件性能確認評価/ブロン
66-4-1	低圧代替注水系 (常設)	(1)運転上の制限 低圧代替注水系(常設)が動作可能であること 所乗数 復水移送ポンプ:2台 復水貯蔵槽:66-11-1に定める 可搬型代替交流電源設備:66-12-2に定める 常設代替交流電源設備:66-12-1に定める 代替所内電気設備:66-12-6に定める (2)確認事項 1.復水移送ポンプ1台運転にて操程が□m以上、流量が□m ³ /h以上であることを確認することで、復水移送ポンプ2台で流量が□m ³ /h以上、復水移送ポンプ1台で流量が□m ³ /h以上確保可能であることを確認する。定事検停止時、原子炉GM 2.復水補助水系におけるタービン建屋負荷遮断弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。定事検停止時、当直長 3.原子炉の状態が運転、起動、高温停止において、復水移送ポンプ2台が動作可能であること、高温停止及び燃料交換において、復水移送ポンプ1台が動作可能であることを確認する。1ヶ月に1回、当直長 4.原子炉の状態が運転、起動、高温停止、高温停止及び燃料交換において、低圧注水系A系及びB系における注入隔離弁及び洗浄水弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。1ヶ月に1回、当直長	【設置許可本文】 残留熱除去系(低圧注水モード)の機能が喪失した場合の重大事故等対処設備として、低圧代替注水系(常設)は、復水移送ポンプにより、復水貯蔵槽の水を残留熱除去系等を経由して原子炉圧力容器へ注水することで炉心を冷却できる設計とする。	低圧代替注水系(常設)機能検査	運転性能検査 ・復水移送ポンプ3台の内1台運転にて操程が□m以上、流量が□m ³ /h以上であることを確認することで、復水移送ポンプ2台で流量が□m ³ /h以上、復水移送ポンプ1台で流量が□m ³ /h以上確保可能であることを確認する。(判定基準を満足させるための弁の開閉を含む) ・ポンプ異音、異臭、異常振動のないこと ・系漏えいのないこと	【定期試験】 ・復水移送ポンプ手動起動試験(1ヶ月/回) 【判定基準】 (原子炉の状態、運転、起動、高温停止) ・復水移送ポンプ3台の内2台が動作可能であることを確認する。(動作確認) (原子炉の状態、高温停止、燃料交換) ・復水移送ポンプ3台の内1台が動作可能であることを確認する。(動作確認) ・運転中のポンプについては、運転状態により確認する。	○原子炉への実注入試験【定事検/月例等】 下記の通り、原子炉運転中・停止中ともに実施することは原子炉安全上困難と考える。 ・注水可能圧力まで原子炉圧力を減圧すると原子炉運転継続不可 ・原子炉出力及び原子炉水位の変動。 ・注水に伴う原子炉水質の悪化。	・定期事業者検査等にて必要な流量、操程を確認し、月例等試験時はポンプ手動起動試験にて動作可能であることを確認している。 ・また電動弁についても、定期事業者検査等及び月例等試験時にそれぞれ実施可能な開閉試験を実施し、系統構成が適切にこなされることを確認している。	
								○復水移送ポンプ運転時の操程・流量確認不可【月例等】 下記の通り、原子炉運転中に実施することは原子炉安全上困難と考える。 ・系統構成による復水器真空度悪化	【定事検】 ・低圧代替注水系(常設)機能検査にて、残留熱除去系S/C冷却ラインを用いた系統機能検査により、復水移送ポンプ3台の内1台運転にて操程が□m以上、流量が□m ³ /h以上であることを確認することで、復水移送ポンプ2台で流量が□m ³ /h以上、復水移送ポンプ1台で流量が□m ³ /h以上確保可能であることを確認している。なお、復水移送ポンプ3台に対して系統機能検査を実施する。(判定基準を満足させるための弁の開閉を含む) 【日常管理】 ・系統構成に必要なタービン建屋負荷遮断弁全閉操作は、プラント運転中に実施すると、プラントに外乱(タービンラントシール蒸気喪失による復水器真空度悪化)を与えるため、系統構成が実施できないことから、操程、流量の確認は、定事検で担保し、定期試験ではポンプの起動、起動状態により動作可能であることを確認している。 ・タービン建屋負荷遮断弁については、状態監視(外観点検、ランプ表示、警報発生の有無)により健全性を確認している。 なお、開閉試験(定期試験)は定事検停止時に実施する。 以上の組み合わせにより実条件性能を確認していると整理する。 【ブロン疑義】 特に無し
66-4-2	低圧代替注水系 (可搬型)	(1)運転上の制限 低圧代替注水系(可搬型)が動作可能であること 所乗数 可搬型代替注水ポンプ(A-2級):66-19-1に定める 燃料補給設備:66-12-7に定める 可搬型代替交流電源設備:66-12-2に定める 常設代替交流電源設備:66-12-1に定める 代替所内電気設備:66-12-6に定める (2)確認事項 なし	【設置許可本文】 残留熱除去系(低圧注水モード)の機能が喪失した場合の重大事故等対処設備として、低圧代替注水系(可搬型)は、可搬型代替注水ポンプ(A-2級)により、代替淡水源の水を残留熱除去系等を経由して原子炉圧力容器に注水することで炉心を冷却できる設計とする。	(他条文により確認)		(他条文により確認)	(他条文により確認)	<差異無し>	-

他条文により確認 【月例等】との差異 【定事検/月例等】との差異

Table with columns: 保安規定条文, 保安規定条文名称, 保安規定(サーベランス、運転上の制限), 実条件性能(許認可要求事項), 定期事業者検査名称(仮称), 定期事業者検査等での判定基準(案), 月例等定期試験名称(仮称), 月例等試験の判定基準(チェックシート等での記載内容), 実条件性能確認/適合の考え方. Content includes technical specifications for the Fukushima Daiichi No. 7 reactor, such as filter performance, pump characteristics, and safety system requirements.

他条文により確認 【月例等】との差異 【定事検/月例等】との差異

東京電力

柏崎刈羽7号炉

Table with 10 columns: 保安規定条文, 保安規定条文名称, 保安規定(サーベイランス, 運転上の制限), 実条件性能(許認可要求事項), 定期事業者検査名称(仮称), 定期事業者検査等での判定基準(案), 月例等定期試験名称(仮称), 月例等試験の判定基準(チェックシート等での記載内容), 「実条件性能確認」適合の考え方, 実条件性能確認評価/ブロン

他条文により確認 【月例等】との差異 【定事検/月例等】との差異

東京電力

柏崎刈羽7号炉

Table with columns: 保安規定条文, 保安規定条文名称, 保安規定(サーベイランス, 運転上の制限), 実条件性能(許認可要求事項), 定期事業者検査等名称(仮称), 定期事業者検査等での判定基準(案), 月例等定期試験名称(仮称), 月例等試験の判定基準(チェックシート等での記載内容), 実条件性能確認/適合の考え方, 実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】, 実条件性能確認評価/ブロン.

他条文により確認 【月例等】との差異 【定事検/月例等】との差異

Table with columns: 保安規定条文, 保安規定条文名称, 保安規定(サーベイランス, 運転上の制限), 実条件性能(許認可本文), 定期事業者検査等名称(仮称), 定期事業者検査等での判定基準(案), 月例等定期試験名称(仮称), 月例等試験の判定基準(チェックシート等での記載内容), 実条件性能確認/適合の考え方. Rows include items 66-6-2, 66-7-1, 66-7-2, 66-8-1, 66-8-2.

他条文より確認

【月例等】との差異

【定事検/月例等】との差異

東京電力

柏崎刈羽7号炉

保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称(仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案)	月例等定期試験名称(仮称)	月例等試験の判定基準(チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方					
								実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】	実条件性能確認評価/ブロン				
66-9-1	燃料プール代替注水系	(1)運転上の制限 可搬型スプレィヘッド及び常設スプレィヘッドを使用した燃料プール代替注水系が動作可能であること ただし、常設スプレィヘッドが所数数を満足していない場合でも、可搬型スプレィヘッドが所数数を満足していれば燃料プール代替注水系は動作可能とみなす。 所数数 可搬型スプレィヘッド:1個 常設スプレィヘッド:1個 可搬型代替注水ポンプ(A-1級):1台 可搬型代替注水ポンプ(A-2級):66-19-1に定める 燃料補給設備:66-12-7に定める (2)確認事項 1. 可搬型代替注水ポンプ(A-1級)及び可搬型代替注水ポンプ(A-2級)を起動し、可搬型代替注水ポンプ(A-1級)の流量が \square m^3/h 以上で、吐出圧力が \square MPa(gage)以上であることを確認する。1年に1回 タービンGM 2. 可搬型代替注水ポンプ(A-1級)及び可搬型代替注水ポンプ(A-2級)を起動し、可搬型代替注水ポンプ(A-1級)が動作可能であることを確認する。3ヶ月に1回 モバイル設備管理GM 3. 可搬型スプレィヘッドが使用可能であることを外観点検により確認する。3ヶ月に1回 発電GM 4. 常設スプレィヘッドが使用可能であることを外観点検により確認する。1ヶ月に1回 当直長	【設置許可本文】 残留熱除去系(燃料プール冷却モード)及び燃料プール冷却浄化系の有する使用済燃料プールの冷却機能喪失又は残留熱除去系ポンプによる使用済燃料プールへの補給機能が喪失し、又は使用済燃料プールに接続する配管の破損等により使用済燃料プール水の小規模な漏しにより使用済燃料プールの水位が低下した場合に、使用済燃料プール内燃料棒等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するための重大事故等対処設備として、燃料プール代替注水系は、可搬型代替注水ポンプ(A-1級)及び可搬型代替注水ポンプ(A-2級)又は可搬型代替注水ポンプ(A-2級)により、 代替淡水源の水を燃料プール代替注水系配管等を経由して常設スプレィヘッドから使用済燃料プールへ注水することで、使用済燃料プールの水位を維持できる設計とする。or 代替淡水源の水をホースを経由して可搬型スプレィヘッドから使用済燃料プールへ注水することで、使用済燃料プールの水位を維持できる設計とする。】	燃料プール代替注水系機能検査	燃料プール代替注水系機能検査 ・流量: \square m^3/h 以上、吐出圧力: \square MPa(gage)以上であること	【SA定期試験】 (3ヶ月/回)	【判定基準】 ・可搬型代替注水ポンプ(A-1級)を起動し、動作可能であること。(動作確認)	○燃料プール代替注水系実動作試験【定事検/月例等】 下記の通り、原子炉運転中・停止中とも実施することは原子力安全上困難と考える。 ・使用済燃料プールへの異物混入による燃料損傷 ・使用済燃料プールの水質悪化	・定期事業者検査等及び月例等試験にて可搬型代替注水ポンプ(A-1級)及び可搬型代替注水ポンプ(A-2級)の組み合わせ試験を実施する。定期事業者検査等では、必要な流量及び吐出圧力を確認し、月例等試験において、それぞれの機能が維持されていることを確認している。				
								-	-	【巡視点検】 (3ヶ月/回)	【判定基準】 ・可搬型スプレィヘッドが使用可能であることを外観点検により確認する。	<差異無し>	【定事検】 ・可搬型代替注水ポンプ(A-1級)及び可搬型代替注水ポンプ(A-2級)の組み合わせ試験により必要な流量及び吐出圧力を確認している。 【月例等】 ・可搬型代替注水ポンプ(A-1級)については、仮設流量計を用いた流量、吐出圧力の確認は定事検で担保し、定期試験では動作可能(車載計器確認含む)であることを確認する。 以上の組み合わせにより実条件性能を確認していると整理する。 【ブロン疑義】 特に無し
								-	-	【巡視点検】 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・常設スプレィヘッドが使用可能であることを外観点検により確認する。	<差異無し>	-
66-9-2	使用済燃料プールの除熱	(1)運転上の制限 燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱が動作可能であること 所数数 燃料プール冷却浄化系ポンプ:1台 燃料プール冷却浄化系熱交換器:1基 代替原子炉補機冷却系:66-5-4に定める 常設代替交流電源設備:66-12-1に定める 可搬型代替交流電源設備:66-12-4に定める (2)確認事項 1. 燃料プール冷却浄化系ポンプの流量が \square m^3/h 以上で、全揚程が \square m以上であることを確認する。1年に1回 原子炉GM 2. FPCろ過脱塩器第一入口弁、FPCろ過脱塩器第二入口弁、FPCろ過脱塩器出口弁及びFPCろ過脱塩器バイパス弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。1年に1回 当直長 3. 燃料プール冷却浄化系ポンプが起動することを確認する。1ヶ月に1回 当直長	【設置許可本文】 使用済燃料プールから発生する水蒸気による悪影響を防止するための重大事故等対処設備として、燃料プール冷却浄化系は、使用済燃料プールの水をポンプにより熱交換器等を経由して循環させることで、使用済燃料プールを冷却できる設計とする。	燃料プール冷却浄化系機能検査	燃料プール冷却浄化系機能検査 ・燃料プール冷却浄化系ポンプ(台の内)1台運転にて、流量が \square m^3/h 以上で、全揚程が \square m以上であること(判定基準を満足させるための弁の開閉を含む) ・ポンプ)異常、異音、異常振動のないこと ・漏し漏いのないこと	【定例試験】 ・燃料プール冷却浄化系ポンプ(台の内)1台を起動することを確認する。 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・燃料プール冷却浄化系ポンプが2台の内1台が起動することを確認する。 ・運転中のポンプについては、運転状態により確認する。	○運転性能検査【月例等】 下記の通り、原子炉運転中・停止中にも実施することは原子力安全上困難と考える。 ・FPCろ過脱塩器による使用済み燃料プールの水質悪化	左記確認を原子炉運転中・停止中に実施することは困難であることから実条件性能確認に対しては下記の通り。 【定事検】 ・燃料プール冷却浄化系機能検査にて、FPCろ過脱塩器を用いた系統機能検査により、燃料プール冷却浄化系ポンプ(台の内)1台運転にて、流量が \square m^3/h 以上で、全揚程が \square m以上であることを確認している。(判定基準を満足させるための弁の開閉を含む) 【月例等】 ・系統構成に必要なFPCろ過脱塩器は、使用済み燃料プールの水質悪化の原因になるため、系統構成が実施できないことから、揚程、流量の確認は、定事検で担保し、定期試験ではポンプの起動、起動状態により動作可能であることを確認している。 以上より実条件性能を確認していると整理する。 【ブロン疑義】 特に無し				
								-	-	【定例試験】 燃料プール冷却浄化系電動弁手動全開閉試験 (1年/回)	【判定基準】 ・FPCろ過脱塩器第一入口弁、FPCろ過脱塩器第二入口弁、FPCろ過脱塩器出口弁及びFPCろ過脱塩器バイパス弁が動作可能であることを確認する。(動作確認) また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	<差異無し>	-
66-9-3	使用済燃料プール監視設備	(1)運転上の制限 使用済燃料プール監視設備が動作可能であること 動作可能であるべきチャンネル数 使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA広域):1 使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA):1 使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(高レンジ・低レンジ):1 使用済燃料貯蔵プール監視カメラ:1 常設代替交流電源設備:66-12-1に定める 可搬型代替交流電源設備:66-12-2に定める 所内蓄電式直流電源設備:66-12-4に定める 可搬型直流電源設備:66-12-5に定める (2)確認事項 1. 使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA広域)チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM 使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. 使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA)チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM 使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 3. 使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(高レンジ・低レンジ)チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM 使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 4. 使用済燃料貯蔵プール監視カメラ機能検査を実施する。定事検停止時 計測制御GM 使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作可能であることを確認する。1ヶ月に1回 計測制御GM	【設置許可本文】 使用済燃料プールの監視設備として、使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA)、使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA広域)及び使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(高レンジ・低レンジ)は、想定される重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定可能な設計とする。また、使用済燃料貯蔵プール監視カメラは、想定される重大事故等時の使用済燃料プールの状態を監視できる設計とする。使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA)、使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA広域)及び使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(高レンジ・低レンジ)は、所内蓄電式直流電源設備及び可搬型直流電源設備から給電が可能であり、使用済燃料貯蔵プール監視カメラは、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査(確認項目1~3) 試験装置を用いて各検査要素の動作に必要な機器入力を与え、その値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 定期事業者検査成績書の添付(「特性検査記録」)の判定基準を満足すること	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA広域) ・動作不能でないことを指示により確認する。 使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(高レンジ・低レンジ) ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-				
								-	-	【SA巡視点検】 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・使用済燃料貯蔵プール監視カメラ ・使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを確認する。 (カメラの映像確認、カメラ用空冷装置(コンプレッサー、冷却器)の動作確認)	<差異無し>	左記確認を原子炉運転中に実施することは困難であることから実条件性能確認に対しては下記の通り。 【定事検】 ・使用済燃料貯蔵プール監視カメラ用空冷装置を起動し、監視カメラを冷却できると及びカメラの映像を確認している。 【月例等】 ・使用済燃料貯蔵プール監視カメラ用空冷装置の動作確認をテストポイントで行うことで原子炉建屋バンダリを閉すことな(動作確認)を確認している。また、カメラの映像を確認している。 以上より実条件性能を確認していると整理する。
66-10-1	大気への放射性物質の拡散抑制、航空機燃料火災への泡消火	(1)運転上の制限 原子炉建屋放水設備が動作可能であること 所数数 大容量送水車(原子炉建屋放水設備用):1台 放水砲:1台 泡原液混合装置:1台 泡原液送車:1台 燃料補給設備:66-12-7に定める (2)確認事項 1. 大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)を起動し、吐出圧力 \square MPa(gage)以上、流量が \square m^3/h 以上であることを確認する。1年に1回 タービンGM 2. 大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)を起動し、動作可能であることを確認する。3ヶ月に1回 モバイル設備管理GM 3. 放水砲が使用可能であることを確認する。3ヶ月に1回 モバイル設備管理GM 4. 泡原液混合装置が使用可能であることを確認する。3ヶ月に1回 モバイル設備管理GM 5. 泡原液送車が使用可能であることを及び泡消火薬剤の備蓄量が646L以上あることを確認する。3ヶ月に1回 モバイル設備管理GM	【設置許可本文】 大気への放射性物質の拡散を抑制するための重大事故等対処設備として、原子炉建屋放水設備は、大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)により海水をホースを経由して放水砲から原子炉建屋へ放水できる設計とする。大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)及び放水砲は、設置場所を任意に設定し、複数の方向から原子炉建屋に向けて放水できる設計とする。 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための重大事故等対処設備として、原子炉建屋放水設備は、大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)により海水を泡消火薬剤と混合しながらホースを経由して放水砲から原子炉建屋周辺へ放水できる設計とする。	大気への放射性物質拡散抑制、航空機燃料火災泡消火機能検査	大気への放射性物質拡散抑制、航空機燃料火災泡消火機能検査 ・吐出圧力: \square MPa(gage)以上、流量: \square m^3/h 以上であること	【SA定期試験】 (3ヶ月/回)	【判定基準】 ・大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)を起動し、動作可能であることを確認する。(動作確認)	○大容量送水車による原子炉建屋への放水【定事検/月例等】 下記の通り、原子炉運転中・停止中とも実施することは原子力安全上困難と考える。 ・原子炉建屋への海水及び泡消火薬剤の放水による機器の破水、劣化及び環境への影響	・定期事業者検査等にて大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)の単体試験(貯水池水源)により必要な流量・吐出圧力を確認している。また月例等試験にて動作可能であることを確認している。				
								-	-	【SA巡視点検】 (3ヶ月/回)	【判定基準】 ・放水砲が使用可能であることを(外観点検)	<差異無し>	-
								-	-	【SA巡視点検】 (3ヶ月/回)	【判定基準】 ・泡原液混合装置が使用可能であることを(外観点検)	<差異無し>	-
								-	-	【SA巡視点検】 (3ヶ月/回)	【判定基準】 ・泡原液送車が使用可能であることを(外観点検、エンジン始動確認) ・泡消火薬剤の備蓄量が646L以上あること	<差異無し>	-

他条文により確認 【月例等】との差異 【定事検/月例等】との差異

東京電力									
柏崎刈羽7号炉									
保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称(仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案)	月例等定期試験名称(仮称)	月例等試験の判定基準(チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方	
								実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】	実条件性能確認評価/ブロン
66-10-2	海洋への放射性物質の拡散抑制	(1)運転上の制限 所要数が使用可能であること 所要数 小型船舶(汚濁防止設備設置用):1台 放水口側汚濁防止膜:14本 取水口側汚濁防止膜:24本 放射性物質吸着材:4080kg (2)確認事項 1.汚濁防止膜について、所要数が使用可能であることを確認する。3ヶ月に1回 モバイル設備管理GM 2.小型船舶(汚濁防止膜設置用)について、所要数が使用可能であることを確認する。3ヶ月に1回 モバイル設備管理GM 3.放射性物質吸着材について、所要数が使用可能であることを確認する。3ヶ月に1回 モバイル設備管理GM	【設置許可本文】 海洋への放射性物質の拡散を抑制するための重大事故等対処設備として、海洋拡散抑制設備は、放射性物質吸着材、汚濁防止膜等で構成する。放射性物質吸着材は、雨水排水路等に流入した汚染水が通過する際に放射性物質を吸着できるよう、5号、6号及び7号炉の雨水排水路水樹並びにフラップゲート入口3箇所計6箇所を設置できる設計とする。汚濁防止膜は、汚染水が発電所から海洋に流出する4箇所(北放水口、南東及び取水口、南西)に設置することとし、小型船舶(汚濁防止膜設置用)により設置できる設計とする。	-	-	【SA巡視点検】 (3ヶ月/回)	【判定基準】 ・汚濁防止膜について、使用可能であること(外観点検)	<差異無し>	-
66-11-1	重大事故等収束のための水源	(1)運転上の制限 復水貯蔵槽の水量が所要値以上であること 所要値 復水貯蔵槽:12.7m (2)確認事項 1.原子炉の状況が運転、起動、高温停止、低温停止及び燃料交換において、復水貯蔵槽の水位を確認する。24時間に1回 当直長	【設置許可本文】 想定される重大事故等時において、原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である高圧代替注水系、低圧代替注水系(常設)、代替格納容器スプレイ冷却系(常設)及び格納容器下部注水系(常設)並びに重大事故等対処設備(設計基準拡張)である原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心注水系の水源として、復水貯蔵槽を使用する。	-	-	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認 (24時間/回)	【判定基準】 ・原子炉の状況が運転、起動、高温停止、低温停止及び燃料交換において、復水貯蔵槽の水位を確認する。	<差異無し>	-
66-11-2	復水貯蔵槽への移送設備	(1)運転上の制限 淡水貯水池、防火水槽及び海から復水貯蔵槽へ水を移送するための設備が動作可能であること 所要数 可搬型代替注水ポンプ(A-2級):66-19-1に定める 大容量送水車(海水取水用):66-11-3に定める 復水貯蔵槽:66-11-1に定める 燃料補給設備:66-12-7に定める (2)確認事項 なし	【設置許可本文】 重大事故等の収束に必要な水源である復水貯蔵槽へ淡水を供給するための重大事故等対処設備として、可搬型代替注水ポンプ(A-2級)は、代替水源である防火水槽及び淡水貯水池の淡水を復水補給水系等を経由して復水貯蔵槽へ供給できる設計とする。また、淡水が枯渇した場合に、重大事故等の収束に必要な水源である復水貯蔵槽へ海水を供給するための重大事故等対処設備として、可搬型代替注水ポンプ(A-2級)及び大容量送水車(海水取水用)は、海水を復水補給水系等を経由して復水貯蔵槽へ供給できる設計とする。	(他条文により確認)	(他条文により確認)	(他条文により確認)	(他条文により確認)	(他条文により確認)	(他条文により確認)
66-11-3	海水移送設備	(1)運転上の制限 海水移送設備2系列が動作可能であること 所要数 大容量送水車(海水取水用):1台*2 燃料補給設備:66-12-7に定める (2)確認事項 1.大容量送水車(海水取水用)を起動し、流量が□□m ³ /h以上で、吐出圧力が□□MPa(gage)以上であることを確認する。1年に1回 原子炉GM 2.大容量送水車(海水取水用)を起動し、動作可能であることを確認する。3ヶ月に1回 モバイル設備管理GM	【設置許可本文】 想定される重大事故等時において、淡水が枯渇した場合に、復水貯蔵槽へ水を供給するための水源であるとともに、原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である低圧代替注水系(可搬型)、代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)及び格納容器下部注水系(可搬型)の水源として、また、使用済燃料プールの冷却又は注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である燃料プール代替注水系の水源として海を利用するための重大事故等対処設備として、大容量送水車(海水取水用)を使用する。大容量送水車(海水取水用)は、海水を各系統へ供給できる設計とする。	海水移送設備機能検査	海水移送設備機能検査 ・大容量送水車(海水取水用)を起動し、流量が□□m ³ /h以上で、吐出圧力が□□MPa(gage)以上であることを確認する。	【SA定期試験】 (3ヶ月/回)	【判定基準】 ・大容量送水車(海水取水用)を起動し、動作可能であることを確認する。(動作確認)	<差異無し>	<p>○GSPへの注水確認【定事検/月例等】 下記の通り、原子炉運転中・停止中ともに実施することは原子炉安全上困難と考える。 ・GSPへの海水注入による水質劣化、機器腐食、異物混入。</p> <p>・定期事業者検査等にて大容量送水車(海水取水用)の単体試験(貯水池水源)により必要な流量・吐出圧力を確認している。また月例等試験にて動作可能であることを確認している。</p> <p>【定事検】 ・大容量送水車(海水取水用)の単体試験により必要な流量・吐出圧力を確認している。</p> <p>【月例等】 ・大容量送水車(海水取水用)については、仮設流量計を用いた流量、吐出圧力は定事後で担保し、定期試験では動作可能(車載付計器確認含む)であることを、貯水池を用いた単体の運転確認により実施する。</p> <p>以上の組み合わせにより実条件性能を確認していると整理する。</p> <p>【ブロン疑義】 特に無し</p>
66-12-1	常設代替交流電源設備	(1)運転上の制限 常設代替交流電源設備による電源系2系列が動作可能であること 所要数 第一ガスタービン発電機:1台 第一ガスタービン発電機用燃料タンク:1基 第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ:1台 タンクローリ(16kL):66-12-7に定める 軽油タンク:66-12-7に定める (2)確認事項 1.第一ガスタービン発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異常のないことを確認する。定事検停止時 電気機器GM 2.第一ガスタービン発電機を起動し、動作可能であることを確認する。1ヶ月に1回 当直長 3.第一ガスタービン発電機用燃料タンクの油量が20kL以上であることを確認する。ただし、第一ガスタービン発電機の運転中及び運転終了後12時間を除く。1ヶ月に1回 当直長 4.第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。1ヶ月に1回 当直長	【設置許可本文】 設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合の重大事故等対処設備として、常設代替交流電源設備を使用する。常設代替交流電源設備は、第一ガスタービン発電機、第一ガスタービン発電機用燃料タンク、第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ、軽油タンク、タンクローリ(16kL)、電路、計測制御装置等で構成し、第一ガスタービン発電機を中央制御室での操作にて連動やかに起動し、非常用高圧母線C系及び非常用高圧母線D系、又はAM用MCCへ接続することで電力を供給できる設計とする。第一ガスタービン発電機の燃料は、第一ガスタービン発電機用燃料タンクより第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプを用いて補給できる設計とする。また、第一ガスタービン発電機用燃料タンクの燃料は、軽油タンクよりタンクローリ(16kL)を用いて補給できる設計とする。	常設代替交流電源設備検査(単体試験)	常設代替交流電源設備検査(単体試験) ・第一ガスタービン発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異常のないこと	【定期試験】 第一ガスタービン発電機手動起動試験 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・第一ガスタービン発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異常のないことを確認する。	<差異無し>	-
66-12-2	可搬型代替交流電源設備	(1)運転上の制限 可搬型代替交流電源設備による電源系2系列が動作可能であること 所要数 電源車:2台*2 タンクローリ(4kL):66-12-7に定める 軽油タンク:66-12-7に定める (2)確認事項 1.電源車を起動し、運転状態(電圧等)に異常のないことを確認する。2年に1回 電気機器GM 2.電源車を起動し、動作可能であることを確認する。3ヶ月に1回 モバイル設備管理GM	【設置許可本文】 設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合の重大事故等対処設備として、可搬型代替交流電源設備を使用する。可搬型代替交流電源設備は、電源車、軽油タンク、タンクローリ(4kL)、電路、計測制御装置等で構成し、電源車を非常用高圧母線C系及び非常用高圧母線D系、又はAM用MCCへ接続することで電力を供給できる設計とする。電源車の燃料は、軽油タンクよりタンクローリ(4kL)を用いて補給できる設計とする。	可搬型代替交流電源設備検査	可搬型代替交流電源設備検査(単体試験) ・電源車を起動し、運転状態(電圧等)に異常のないこと	【SA定期試験】 (3ヶ月/回)	【判定基準】 ・電源車を起動し、運転状態(電圧等)に異常のないことを確認する。	<差異無し>	-

他条文により確認 【月例等】との差異 【定事検/月例等】との差異

東京電力											
柏崎刈羽7号炉											
保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称(仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案)	月例等定期試験名称(仮称)	月例等試験の判定基準(チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方			
								実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】	実条件性能確認評価/ブロン		
66-12-3	号炉間電力融通 電気設備	(1)運転上の制限 所要数が使用可能であること 号炉間電力融通ケーブル(常設):1組 号炉間電力融通ケーブル(可搬型):1組 (2)確認事項 1.号炉間電力融通ケーブル(常設)が使用可能であることを確認する。1ヶ月に1回 当直長 2.号炉間電力融通ケーブル(可搬型)が使用可能であることを確認する。3ヶ月に1回 モバイル設備管理GM	【設置許可本文】 設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合の重大事故等対処設備として、号炉間電力融通電気設備を使用する。号炉間電力融通電気設備は、号炉間電力融通ケーブル(常設)、号炉間電力融通ケーブル(可搬型)、計測制御装置等で構成し、号炉間電力融通ケーブル(常設)をあらかじめ敷設し、6号及び7号炉の緊急用電源切替箱断流器に手動で接続することで、他号炉の電源設備から非常用高圧母線C系及び非常用高圧母線D系に電力を供給できる設計とする。また、号炉間電力融通ケーブル(常設)が使用できない場合に、予備ケーブルとして号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を6号及び7号炉の緊急用電源切替箱断流器に手動で接続することで、他号炉の電源設備から非常用高圧母線C系及び非常用高圧母線D系に電力を供給できる設計とする。	-	-	-	【巡視点検】 (1ヶ月/回) 【SA巡視点検】 (3ヶ月/回)	【判定基準】 ・号炉間電力融通ケーブル(常設)が使用可能であることを確認する。 (外観点検) 【判定基準】 ・号炉間電力融通ケーブル(可搬型)が使用可能であることを確認する。 (外観点検)	・非常用高圧母線C系及び非常用高圧母線D系へ電力を供給できることの確認については、号炉間電力融通ケーブルに対して、健全性を定期事業者検査等にて保全計画に基づく点検時に確認し、月例等試験による外観点検にて機器が正常であることを確認している。		
66-12-4	所内蓄電式直 流電源設備及び 常設代替直 流電源設備	(1)運転上の制限 運転、起動、高温停止、低温停止及び燃料交換において、所内蓄電式直 流電源設備及び常設代替直 流電源設備による 電源系が動作可能であること 所要数 直流125V充電器A:1個 直流125V蓄電池A:1組 直流125V充電器A-2:1個 直流125V蓄電池A-2:1組 AM用直流125V充電器:1個 AM用直流125V蓄電池1組 (2)確認事項 1.所内蓄電式直 流電源設備及び常設代替直 流電源設備(蓄電池及び充電器)の機能を確認する。定事検停止時 運 転評価GM 2.原子炉の状態が運転、起動、高温停止、低温停止及び燃料交換において、直 流125V蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。1週間に1回 当直長 3.原子炉の状態が運転、起動、高温停止、低温停止及び燃料交換において、直 流125V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを確認する。1週間に1回 当直長 4.AM用直 流125V蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。1週間に1回 当直長 5.原子炉の状態が運転、起動、高温停止、低温停止及び燃料交換において、直 流125V充電器A及び直 流125V充電器A-2の出力電圧を確認する。1週間に1回 当直長 6.AM用直 流125V充電器の出力電圧を確認する。1週間に1回 当直長	【設置許可本文】 設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合の重大事故等対処設備として、所内蓄電式直 流電源設備及び常設代替直 流電源設備を使用する。 所内蓄電式直 流電源設備は、直 流125V蓄電池A、直 流125V蓄電池A-2、AM用直 流125V蓄電池、直 流125V充電器A、直 流125V充電器A-2、AM用直 流125V充電器、電 池、計測制御装置等で構成し、全交 流動力電源喪失から24時間後に、不 要な負荷の切り離しを行い、全交 流動力電源喪失から24時間以内に、直 流125V蓄電池A、直 流125V蓄電池A-2及びAM用直 流125V蓄電池から電力を供給できる設計とする。また、交流電源復旧後、交 流電源をAM用直 流125V充電器を 經由し直 流母線へ接続することで電力を供給 できる設計とする。 常設代替直 流電源設備は、AM用直 流125V蓄電池、AM用直 流125V充電器、電 池、計測制御装置等で構成し、全交 流動力電源喪失から24時間以内に、AM用直 流125V蓄電池から電力を供給できる設計とする。また、交流電源復旧後、交 流電源をAM用直 流125V充電器を 經由し直 流母線へ接続することで電力を供給 できる設計とする。	直 流電源系機能検査	-	-	-	【巡視点検】 (1週間/回)	【判定基準】 ・直 流125V蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	<差異無し>	-
								【巡視点検】 (1週間/回)	【判定基準】 ・直 流125V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを確認する。	<差異無し>	-
								【巡視点検】 (1週間/回)	【判定基準】 ・AM用直 流125V蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	<差異無し>	-
								【巡視点検】 (1週間/回)	【判定基準】 ・直 流125V充電器A及び直 流125V充電器A-2の出力電圧を確認する。	<差異無し>	-
								【巡視点検】 (1週間/回)	【判定基準】 ・AM用直 流125V充電器の出力電圧を確認する。	<差異無し>	-
66-12-5	可搬型直 流電源設備	(1)運転上の制限 可搬型直 流電源設備による電源系が動作可能であること 所要数 AM用直 流125V充電器:66-12-4に定める 電源車:66-12-2に定める タンクローリ(4kL):66-12-7に定める 軽油タンク:66-12-7に定める (2)確認事項 なし	【設置許可本文】 設計基準事故対処設備の交流電源及び直 流電源が喪失した場合の重大事故等 対処設備として、可搬型直 流電源設備は、電 源車、AM用直 流125V充電器、軽油タンク、タンクローリ(4kL)、電 池、計測制御装 置等で構成し、電 源車を代替所内電 気設備及びAM用直 流125V充電器を 經由し直 流母線へ接続することで電力を供給できる設計とする。電 源車の燃料は、軽油 タンクよりタンクローリ(4kL)を用いて補給できる設計とする。可搬型直 流電源設備は、電 源車の運転を継続することで、設計基準事故対処設備の交流電源及び直 流電源の喪失から24時間以内に必要 な負荷に電力の供給を行うことができる 設計とする。	(他条文により確認)	(他条文により確認)	(他条文により確認)	(他条文により確認)	(他条文により確認)	(他条文により確認)		
66-12-6	代替所内電 気設備	(1)運転上の制限 代替所内電 気設備からの給電が使用可能であること 所要数 AM用MCC:4個 AM用切替盤:2個 AM用動力変 压器:1個 緊急用断流器:2個 緊急用電源切 替箱接続装置:2個 緊急用電源切 替箱断流器:1個 (2)確認事項 1.代替所内電 気設備からの給電が使用可能であることを外観点検により確認する。1ヶ月に1回 当直長	【設置許可本文】 設計基準事故対処設備の非常用所内電 気設備が機能喪失した場合の重大事故 等対処設備として、代替所内電 気設備は、緊急用 断流器、緊急用電源切替箱断流器、緊急用電源切替箱接続装置、AM用動力変 压器、AM用MCC、AM用切替盤、AM用接 触器、非常用高圧母線C系及び非常 用高圧母線D系、計測制御装置等で構成し、常設代替直 流電源設備又は可搬型 代替直 流電源設備の電 路として使用し電力を供給できる設計とする。代替所内電 気設備は、非常用 設計基準事故対処設備である非常用所内電 気設備と同時に 機能喪失しない設計とする。また、代替所内電 気設備及び非常用所内電 気設備は、少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性を図る設計とする。	-	-	-	-	【巡視点検】 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・代替所内電 気設備からの給電が使用可能であることを外観点検 により確認する。	<差異無し>	-
								【判定基準】 ・代替所内電 気設備からの給電が使用可能であることを確認する。	<差異無し>	-	
66-12-7	燃料補給設備	(1)運転上の制限 軽油タンク1基以上が使用可能であること (2)所要数のタンクローリ(4kL)及びタンクローリ(16kL)が動作可能であること 所要数 軽油タンク:1基 タンクローリ(4kL):3台 タンクローリ(16kL):1台 (2)確認事項 1.6号炉及び7号炉の軽油タンク4基のうち1基以上が第61条で定める軽油タンクレベルを満足していることを確認する。1ヶ月に1回 当直長 2.タンクローリ(4kL)が動作可能であることを確認する。3ヶ月に1回 モバイル設備管理GM 3.タンクローリ(16kL)が動作可能であることを確認する。3ヶ月に1回 モバイル設備管理GM	【設置許可本文】 重大事故等時に補給駆動用の軽油を補給する設備として、軽油タンク、タンクローリ(4kL)及びホースを使用する。可搬型代替注水ポンプ(A-1級)、可搬型代替注水ポンプ(A-2級)、大容量送水車(熱交換器ユニット用)、大容量送水車(原子炉種別放水設備用)、大容量送水車(海水取水用)、モーターリフトホスト用昇降機及び6号炉原子炉建屋内緊急事故対処所用可搬型電源設備は、軽油タンクからタンクローリ(4kL)を用いて燃料を補給できる設計とする。軽油タンクからタンクローリ(4kL)への軽油の補給は、ホースを用いる設計とする。電 源車の燃料は、軽油タンクよりタンクローリ(4kL)を用いて補給できる設計とする。 第一ガスタービン発電機の燃料は、第一ガスタービン発電機用燃料タンクより第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプを用いて補給できる設計とする。また、第一ガスタービン発電機用燃料タンクの燃料は、軽油タンクよりタンクローリ(16kL)を用いて補給できる設計とする。第一ガスタービン発電機用燃料タンクの燃料は、軽油タンクよりタンクローリ(16kL)を用いて補給できる設計とする。	-	-	-	-	【巡視点検】 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・6号炉及び7号炉の軽油タンク4基のうち1基以上が第61条で定める軽油タンクレベルを満足していること。	<差異無し>	-
								【SA定期試験】 (3ヶ月/回)	【判定基準】 ・タンクローリ(4kL)が動作可能であること。(動作確認) ・タンクローリ(16kL)が動作可能であること。(動作確認)	<差異無し>	-

他条文により確認 【月例等】との差異 【定事検/月例等】との差異

東京電力

柏崎刈羽7号炉

保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称(仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案)	月例等定期試験名称(仮称)	月例等試験の判定基準(チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方	
								実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】	実条件性能確認評価/ブロン
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ1. 原子炉圧力容器内の温度	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 原子炉圧力容器温度 代替パラメータ要素 ①主要パラメータの他チャンネル ②原子炉圧力(SA) ③原子炉圧力(SA) ④原子炉水位(広帯域) ⑤原子炉水位(燃料域) ⑥原子炉水位(SA) ⑦残留熱除去系熱交換器入口温度 (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM	【設置許可本文】 初動対応での目標設定や個別戦略における判断要素として必要になる主要パラメータが採取できない場合は、判断要素として代替できる他のパラメータを採取する。	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ2. 原子炉圧力容器内の圧力	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 原子炉圧力 原子炉圧力(SA) 代替パラメータ要素 主要パラメータの他チャンネル 原子炉圧力(SA) 原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(燃料域) 原子炉水位(SA) 原子炉圧力容器温度 原子炉圧力 (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM	同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ3. 原子炉圧力容器内の水位	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(燃料域) 原子炉水位(SA) 代替パラメータ要素 主要パラメータの他チャンネル 原子炉水位(SA) 高圧代替注水系系統流量 復水補給水系流量(RHR A 系代替注水流)	同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ4. 原子炉圧力容器への注水量	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 高圧代替注水系系統流量 原子炉隔離時冷却系系統流量 高圧炉心注水系系統流量 復水補給水系流量(RHR A 系代替注水流)	同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ5. 原子炉格納容器への注水量	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 高圧代替注水系系統流量 復水補給水系流量(格納容器下部注水流)	同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ6. 原子炉格納容器内の温度	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 ドライウェル雰囲気温度 サブプレッション・チェンバ气体温度 サブプレッション・チェンバプール水温度 代替パラメータ要素 主要パラメータの他チャンネル 格納容器内圧力(D/W) 格納容器内圧力(S/C) サブプレッション・チェンバプール水温度 サブプレッション・チェンバ气体温度 [サブプレッション・チェンバ气体温度](常用計器) (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM	同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-

他条文により確認 【月例等】との差異 【定事検/月例等】との差異

東京電力

柏崎刈羽7号炉

保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称(仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案)	月例等定期試験名称(仮称)	月例等試験の判定基準(チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方	
								実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】	実条件性能確認評価/ブロン
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ7. 原子炉格納容器内の圧力	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 格納容器内圧力(D/W) 格納容器内圧力(S/C) 代替パラメータ要素 格納容器内圧力(S/C) ドライウェル雰囲気温度 【格納容器内圧力(D/W)】(常用計器) 格納容器内圧力(D/W) サブレーション・チェンバール水位 【格納容器内圧力(S/C)】(常用計器) (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM	同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ8. 原子炉格納容器内の水位	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 サブレーション・チェンバール水位 格納容器下部水位 代替パラメータ要素 復水補給水流量(RHR B系代替注水流量) 復水貯蔵槽水位(SA) 格納容器内圧力(D/W) 格納容器内圧力(S/C) 【サブレーション・チェンバール水位】(常用計器) 主要パラメータの他チャンネル 復水補給水流量(格納容器下部注水流量) (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM	同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ9. 原子炉格納容器内の水素濃度	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 格納容器内水素濃度 格納容器内水素濃度(SA) 代替パラメータ要素 主要パラメータの他チャンネル 格納容器内水素濃度(SA) 格納容器内水素濃度 (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM	同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ10. 原子炉格納容器内の放射線量率	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 格納容器内雰囲気放射線レベル(D/W) 格納容器内雰囲気放射線レベル(S/C) 代替パラメータ要素 主要パラメータの他チャンネル 【エリア放射線モニタ】(有効監視パラメータ) (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM	同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ11. 高温界の維持又は監視率	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 起動領域モニタ 平均出力領域モニタ 【制御棒操作監視系】 代替パラメータ要素 主要パラメータの他チャンネル 平均出力領域モニタ 【制御棒操作監視系】(有効監視パラメータ) 起動領域モニタ (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM	同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ12. 最終ヒートシンクの確保 (1)代替循環冷却系	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 サブレーション・チェンバール水温度 復水補給水流量(代替循環冷却) 復水補給水流量(RHR A系代替注水流量) 復水補給水流量(RHR B系代替注水流量) 復水補給水流量(格納容器下部注水流量) 代替パラメータ要素 主要パラメータの他チャンネル サブレーション・チェンバール水温度 サブレーション・チェンバール水温度 原子炉水位(燃料域) 原子炉水位(燃料域) 原子炉水位(SA) 原子炉圧力容器温度 復水補給水流量(RHR A系代替注水流量) 復水補給水流量(格納容器下部注水流量) 復水移送ポンプ吐圧力 格納容器内圧力(S/C) サブレーション・チェンバール水位 ドライウェル雰囲気温度 復水補給水流量(RHR B系代替注水流量) 格納容器下部水位 (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM	同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-

他条文により確認 【月例等】との差異 【定事検/月例等】との差異

東京電力 柏崎刈羽7号炉									
保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称(仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案)	月例等定期試験名称(仮称)	月例等試験の判定基準(チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方	
								実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】	実条件性能確認評価/ブロン
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ12. 最終ヒートシンクの確保 (2)格納容器圧力逃がし装置	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 フィルタ装置水位 フィルタ装置入口圧力 フィルタ装置出口放射線モニタ フィルタ装置水温温度 フィルタ装置金属フィルタ差圧 フィルタ装置スクラバpH 代替パラメータ要素 主要パラメータの他チャンネル 格納容器内圧力(D/W) 格納容器内圧力(S/C) 格納容器内水温温度(SA) フィルタ装置水位 (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM	同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ12. 最終ヒートシンクの確保 (3)耐圧強化ベント系	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 耐圧強化ベント系放射線モニタ フィルタ装置水温温度 代替パラメータ要素 主要パラメータの他チャンネル 格納容器内水温温度(SA) (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM	同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ12. 最終ヒートシンクの確保 (4)残留熱除去系	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 残留熱除去系熱交換器入口温度 残留熱除去系熱交換器出口温度 残留熱除去系系統流量 代替パラメータ要素 原子炉圧力容器温度 ウレシシオン/チエンパ-プール水温度 残留熱除去系熱交換器入口温度 原子炉補機冷却水系統流量 残留熱除去系熱交換器入口冷却水流量 残留熱除去系ポンプ吐出圧力 (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM	同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ13. 格納容器バypassの監視 (1)原子炉格納容器内の状態	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(燃料域) 原子炉水位(SA) 原子炉圧力 原子炉圧力(SA) 代替パラメータ要素 主要パラメータの他チャンネル 原子炉圧力容器温度 原子炉水位(SA) 原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(燃料域) 原子炉圧力 (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM	同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ13. 格納容器バypassの監視 (2)原子炉格納容器内の状態	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 ドライウェル雰囲気温度 格納容器内圧力(D/W) 代替パラメータ要素 主要パラメータの他チャンネル 格納容器内圧力(D/W) 格納容器内圧力(S/C) ドライウェル雰囲気温度 [格納容器圧力(D/W)](常用計器) (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM	同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ13. 格納容器バypassの監視 (3)原子炉補機内の状態	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 高圧炉心注水系統ポンプ吐出圧力 残留熱除去系ポンプ吐出圧力 代替パラメータ要素 原子炉圧力 原子炉圧力(SA) [エリア放射線モニタ](有効監視パラメータ) (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM	同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-

他条文により確認 【月例等】との差異 【定事検/月例等】との差異

東京電力

柏崎刈羽7号炉

保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称(仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案)	月例等定期試験名称(仮称)	月例等試験の判定基準(チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方	
								実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】	実条件性能確認評価/ブロン
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ14. 水源の確保	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 復水貯蔵槽水位(SA) サブプレッション・チェンバプール水位 代替パラメータ要素 高圧代替注水系系統流量 復水補給水系流量(RHR A系代替注水流速) 復水補給水系流量(RHR B系代替注水流速) 原子炉隔離時冷却系統流量 高圧炉心注水系系統流量 復水補給水系流量(格納容器下部注水流速) 原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(燃料域) 原子炉水位(SA) 復水移送ポンプ吐出圧力 【復水貯蔵槽水位】(常用計器) 残留熱除去系統流量 復水移送ポンプ吐出圧力 残留熱除去系ポンプ吐出圧力 【サブプレッション・チェンバプール水位】(常用計器) (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM	同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ15. 原子炉建屋内の水温	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 66-8-2に運転上の制限を定める 主要パラメータ要素 原子炉建屋水温 代替パラメータ要素 主要パラメータの他チャンネル 静的熱媒式水素再結合器動作監視装置 (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM	同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ16. 原子炉格納容器内の酸素濃度	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 格納容器内酸素濃度 代替パラメータ要素 主要パラメータの他チャンネル 格納容器内雰囲気放射線レベル(D/W) 格納容器内雰囲気放射線レベル(S/C) 格納容器内圧力(D/W) 格納容器内圧力(S/C) (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM	同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ17. 使用済燃料プールの監視	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 66-9-3に運転上の制限を定める 主要パラメータ要素 使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA 広域) 使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA) 使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(高レンジ・低レンジ) 使用済燃料貯蔵プール監視カメラ(使用済燃料貯蔵プール監視カメラ用空冷装置を含む) 代替パラメータ要素 使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA) 使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(高レンジ・低レンジ) 使用済燃料貯蔵プール監視カメラ 使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA 広域) (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM	同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-

他条文により確認 【月例等】との差異 【定事検/月例等】との差異

東京電力

柏崎刈羽7号炉

保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称(仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案)	月例等定期試験名称(仮称)	月例等試験の判定基準(チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方						
								実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】	実条件性能確認評価/ブロン					
66-13-2	補助パラメータ 1. 電源関係	(1)運転上の制限 補助パラメータが監視可能であること 動作可能であるべきチャンネル数 M/C電圧:1 M/C D電圧:1 M/C E電圧:1 P/C C-1電圧:1 P/C D-1電圧:1 P/C E-1電圧:1 直流125V主母線線A電圧:1 直流125V主母線線B電圧:1 直流125V主母線線C電圧:1 直流125V充電器線A-2蓄電池電圧:1 AM用直流125V充電器線蓄電池電圧:1 非常用D/G発電機電圧:1(1系列あたり) 非常用D/G発電機周波数:1(1系列あたり) 非常用D/G発電機電力:1(1系列あたり) 第一GTG発電機電圧:1 第一GTG発電機周波数:1 電源車電圧:1(1台あたり) 電源車周波数:1(1台あたり)	【設置許可本文】 抽出パラメータのうち、発電用原子炉施設の状態を直接監視することはできないが、電源設備の受電状態、重大事故等対応設備の運転状態及びその他の設備の運転状態により発電用原子炉施設の状態を補助的に監視するパラメータを補助パラメータとする。	運転性能検査 ・第一GTG計器:66-12-1にて確認 ・電源車計器:66-12-2にて確認 ・蓄電池計器:66-12-4にて確認	第一GTG計器 (66-12-1にて確認)	第一GTG計器 66-12-1にて確認	(他条文により確認)	(他条文により確認)	(他条文により確認)					
										性能検査 ・電源計器	電源車計器 (66-12-2にて確認)	電源車計器 66-12-2にて確認	(他条文により確認)	(他条文により確認)
性能検査 ・電源計器	電源計器 性能検査 ・機能・性能に影響を及ぼす恐れのある変形、割れ、腐食がないこと。 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>										
					監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>					
監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>										
					可搬型計測器	(1)運転上の制限 所要数が動作可能であること 所要数 可搬型計測器:23個 (2)確認事項 1. 所要数の可搬型計測器の機能検査を実施する。1年に1回 計測制御GM 2. 所要数の可搬型計測器が動作可能であることを確認する。3ヶ月に1回 当直長	【設置許可本文】 代替電源(交流、直流)からの給電が困難となり、中央制御室でのパラメータ監視が不能となった場合は、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータのうち手帳着手の判断基準及び操作に必要なパラメータを可搬型計測器により計測又は監視する。	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【SA巡視点検】 (3ヶ月/回)	【判定基準】 ・可搬型計測器が動作可能であること。(動作確認)	<差異無し>		
パラメータ記録	(1)運転上の制限 安全パラメータ表示システム(SPDS)が動作可能であること 所要数 データ伝送装置:66-17-11に定める 緊急時対策支援システム伝送装置:66-17-11に定める SPDS表示装置:66-17-11に定める (2)確認事項 なし	【設置許可本文】 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータは、安全パラメータ表示システム(SPDS)により計測結果を記録する。	(他条文により確認)	(他条文により確認)									(他条文により確認)	(他条文により確認)

他条文により確認 【月例等】との差異 【定事検/月例等】との差異

Table with columns: 保安規定条文, 保安規定条文名称, 保安規定(サーベイランス、運転上の制限), 実条件性能(許認可要求事項), 定期事業者検査等名称(仮称), 定期事業者検査等での判定基準(案), 月例等定期試験名称(仮称), 月例等試験の判定基準(チェックシート等での記載内容), 実条件性能確認/適合の考え方, 実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】, 実条件性能確認評価/ブロン.

他条文により確認 【月例等】との差異 【定事検/月例等】との差異

Table with columns: 保安規定条文, 保安規定条文名称, 保安規定(サーベイランス, 運転上の制限), 実条件性能(許認可要求事項), 定期事業者検査等名称(仮称), 定期事業者検査等での判定基準(案), 月例等定期試験名称(仮称), 月例等試験の判定基準(チェックシート等での記載内容), 「実条件性能確認」適合の考え方. Rows include 監視測定設備 and 緊急時対策所の居住性確保(対策本部).

他条文により確認 【月例等】との差異 【定事検/月例等】との差異

東京電力

柏崎刈羽7号炉

Table with columns for safety regulations, real conditions, periodic checks, and performance comparison. It details various safety measures and equipment for the Fukushima-7 reactor, including containment systems, monitoring, and emergency procedures.

他条文により確認 【月例等】との差異 【定事検/月例等】との差異

東京電力										
柏崎刈羽7号炉										
保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称(仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案)	月例等定期試験名称(仮称)	月例等試験の判定基準(チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方		
								実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】	実条件性能確認評価/プレコン	
66-17-1	通信連絡設備	(1)運転上の制限 (1)緊急時対策支援システム伝送装置及びデータ伝送装置が動作可能であること (2)統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX)が動作可能であること (3)SPDS表示装置、衛星電話設備(常設)、衛星電話設備(可搬型)、無線連絡設備(常設)、無線連絡設備(可搬型)、携帯型音声呼出電話機及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンの所要数が動作可能であること 所要数 [5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)] 緊急時対策支援システム伝送装置:1式 SPDS表示装置:1台 テレビ会議システム:1台 IP-電話機:6台 IP-FAX:2台 衛星電話設備(常設):5台 衛星電話設備(可搬型):4台 無線連絡設備(常設):4台 無線連絡設備(可搬型):29台 携帯型音声呼出電話機:2台 5号炉屋外緊急連絡用インターフォン:2台 [7号炉プロセス計算機室] データ伝送装置:1式 [5号炉中央制御室] 衛星電話設備(常設):1台 無線連絡設備(常設):1台 携帯型音声呼出電話機:3台 [5号炉原子炉建屋屋外] 5号炉屋外緊急連絡用インターフォン:2台 [5号炉原子炉建屋屋外] 5号炉屋外緊急連絡用インターフォン:6台 (2)確認事項 1. 緊急時対策支援システム伝送装置、データ伝送装置及びSPDS表示装置の伝送確認を実施する。1ヶ月に1回 計測制御GM 2. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX)の通話及び通信機能を確認する。1ヶ月に1回 電子通信GM 3. 衛星電話設備(常設)の通話機能を確認する。1ヶ月に1回 電子通信GM 4. 衛星電話設備(可搬型)の通話機能を確認する。3ヶ月に1回 電子通信GM 5. 無線連絡設備(常設)の通話機能を確認する。1ヶ月に1回 電子通信GM 6. 無線連絡設備(可搬型)の通話機能を確認する。3ヶ月に1回 電子通信GM 7. 携帯型音声呼出電話機の通話確認を実施する。3ヶ月に1回 (7号炉中央制御室)発電GM(緊急時対策所)電子通信GM 8. 5号炉屋外緊急連絡用インターフォンの通話機能を確認する。1ヶ月に1回 電気機器GM	【設置許可本文】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置で構成する安全パワーマネジメントシステム(SPDS)を設置する。 発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、自治体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音響等により行うことができる通信連絡設備(発電所外)として、テレビ会議システム、専用電話設備、衛星電話設備(社内用)、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。	-	-	【SA監視点検】 (1ヶ月/回)	【判定基準】 緊急時対策支援システム伝送装置、データ伝送装置及びSPDS表示装置 ・外観点検を行う(表示装置、制御盤、機能に係るエラー表示のないこと) ・表示装置の表示機能を確認する。	<差異無し>	-	
				-	-	【SA監視点検】 (1ヶ月/回)	【判定基準】 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 ・テレビ会議システムの動作試験にて異常がないこと。 ・IP-電話機の通話試験にて通話ができること。 ・IP-FAXの送受信試験にて異常がないこと。	<差異無し>	-	
				-	-	【SA監視点検】 (3ヶ月/回)	【判定基準】 ・衛星電話設備(常設)の通話試験にて通話ができること。	<差異無し>	-	
				-	-	【SA監視点検】 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・無線連絡設備(可搬型)の通話試験にて通話ができること。	<差異無し>	-	
				-	-	【SA監視点検】 (3ヶ月/回)	【判定基準】 ・携帯型音声呼出電話機の通話試験にて通話ができること。	<差異無し>	-	
				-	-	【SA監視点検】 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・5号炉屋外緊急連絡用インターフォンの通話試験にて通話ができること。	<差異無し>	-	
				-	-	【SA監視点検】 (3ヶ月/回)	【判定基準】 ・実機を稼働させて異常が無い事を確認する。	<差異無し>	-	
				-	-	【SA監視点検】 (3ヶ月/回)	【判定基準】 ・実機を稼働させて異常が無い事を確認する。	<差異無し>	-	
66-18-1	ホイールローダ	(1)運転上の制限 所要数が動作可能であること 所要数 ホイールローダ:4台 (2)確認事項 1. ホイールローダについて、所要数が動作可能であることを確認する。3ヶ月に1回 モバイル設備管理GM	【設置許可本文】 屋外アクセスルートに対する地震による影響(周辺構造物等の損傷、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり)、その他自然現象による影響(風(台風)及び毒害による飛来物、積雪並びに火山の影響)を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早期に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なホイールローダを4台(予備1台)保管、使用する。	-	-	【SA監視点検】 (3ヶ月/回)	【判定基準】 ・実機を稼働させて異常が無い事を確認する。	<差異無し>	-	
66-19-1	可搬型代替注水ポンプ(A-2級)	(1)運転上の制限 可搬型代替注水ポンプ(A-2級)の所要数が動作可能であること 所要数 可搬型代替注水ポンプ(A-2級):8台 (2)確認事項 1. 可搬型代替注水ポンプ(A-2級)の以下の性能確認を実施し、以下の3項目を全て満足することを確認する。 (1)吐出圧力が1.29MPa[gage]以上、流量が147m ³ /h/台以上。 (2)吐出圧力が1.63MPa[gage]以上、流量が120m ³ /h/台以上。 (3)吐出圧力が1.67MPa[gage]以上、流量が90m ³ /h/台以上。 1年に1回 タービンGM 2. 可搬型代替注水ポンプ(A-2級)が動作可能であることを確認する。3ヶ月に1回 モバイル設備管理GM	各条にて要求	-	-	-	-	○66-4-2 残留熱除去系等を経由した原子炉圧力容器への注水【定事検/月例等】 下記の通り、原子炉運転中・停止中ともに実施することは原子力安全上困難と考える。 ・注水可能圧力まで原子炉圧力を減圧すると原子炉運転継続不可。 ・注水に伴う原子炉水質の悪化、異物混入。 ○66-6-2 残留熱除去系等を経由した原子炉格納容器への注水【定事検/月例等】 下記の通り、原子炉運転中・停止中ともに実施することは原子力安全上困難と考える。 ・原子炉格納容器内機器の被水による劣化、破損。 ○66-7-2 復水供給水系を経由した原子炉格納容器下部への注水【定事検/月例等】 下記の通り、原子炉運転中・停止中ともに実施することは原子力安全上困難と考える。 ・原子炉格納容器下部ドライウェル機器の被水による劣化、破損。 ○66-9-1 燃料プールの代替注水実動作試験【定事検/月例等】 下記の通り、原子炉運転中・停止中ともに実施することは原子力安全上困難と考える。 ・使用済燃料プールへの異物混入による燃料損傷。 ・使用済燃料プールの水質悪化。 ○66-11-2 復水供給水系等を経由した復水貯蔵槽への放水または海水注水【定事検/月例等】 下記の通り、原子炉運転中・停止中ともに実施することは原子力安全上困難と考える。 ・OSPへの漏水注入による水質劣化、機器腐食、異物混入。	<差異無し>	・定期事業者検査等にて可搬型代替注水ポンプ(A-2級)単体試験により必要な流量及び吐出圧力を個別に確認している。また月例等試験にて動作可能であることを確認している。
				可搬型代替注水ポンプ(A-2級)機能検査	可搬型代替注水ポンプ(A-2級)機能検査 ・吐出圧力が1.29MPa[gage]以上、流量が147m ³ /h/台以上であること。 ・吐出圧力が1.63MPa[gage]以上、流量が120m ³ /h/台以上であること。 ・吐出圧力が1.67MPa[gage]以上、流量が90m ³ /h/台以上であること。	【SA定期試験】 動作・状態確認。(3ヶ月/回)	【判定基準】 ・可搬型代替注水ポンプ(A-2級)を起動し、動作可能であること。(動作確認)	<差異無し>	【定事検】 ・可搬型代替注水ポンプ(A-2級)単体試験により必要な流量及び吐出圧力を確認している。 【月例等】 ・可搬型代替注水ポンプ(A-2級)については、仮設計器を用いた流量、吐出圧力の確認は定事後で担保し、定期試験では動作可能(車載付計器確認含む)であることを確認する。 以上の組み合わせにより実条件性能を確認していると整理する。 【プレコン疑義】 特になし	